

## 5. 全国的な学力調査の実施

(前年度予算額)	5,252百万円)
平成30年度要求・要望額	5,942百万円

### 1. 要 旨

義務教育の機会均等とその水準の維持向上の観点から、全国的な児童生徒の学力や学習状況を把握・分析し、教育施策の成果と課題を検証し、その改善を図るとともに、学校における児童生徒への教育指導の充実や学習状況の改善等に役立て、さらに、そのような取組を通じた教育に関する継続的な検証改善サイクルを確立するため、全国的な学力調査を実施する。

### 2. 内 容

#### (1) 平成30年度調査の実施等 4,323百万円 (3,517百万円)

対象学年（小6、中3）の全児童生徒を対象に、国語、算数・数学、理科の悉皆調査を実施するとともに、平成31年度の中学校英語調査に向けた予備調査及び専門家による追加分析調査を実施する。

##### 【本体調査】

調査日：平成30年4月17日(火)

調査対象：小学校第6学年・中学校第3学年の全児童生徒（悉皆調査）

対象教科：国語、算数・数学、理科

（児童生徒、学校に対する質問紙調査も実施）

##### 【予備調査】

平成31年度の中学校英語調査に向け、中学校における英語の「聞くこと」、「読むこと」、「話すこと」、「書くこと」を測るための予備調査(抽出方式)を実施する。

##### 【専門家による追加分析】

国、教育委員会、学校における教育施策や教育指導の一層の改善を図るため、学力調査を活用し、大学等の研究機関の専門的な知見を活用した高度な分析・検証に関する調査研究を実施する。

#### (2) 平成31年度調査の準備 1,619百万円 (1,735百万円)

平成31年度調査として、国語、算数・数学、英語を対象教科とした悉皆調査を実施するための準備を行う。

調査対象：小学校第6学年・中学校第3学年の全児童生徒

対象教科：国語、算数・数学、英語（中学校のみ）

# 全国的な学力調査の実施

【文科省分】平成30年度概算要求額 5,279百万円(前年度予算額 4,625百万円)  
(【国研分】平成30年度概算要求額 663百万円(前年度予算額 627百万円))

## 調査の目的

国としては、全国的な児童生徒の学力や学習状況を把握・分析して、教育施策の改善・充実に生かす

教育委員会としては、自治体や学校の学力水準を検証し、教育委員会の施策の改善・充実に生かす

学校としては、個々の児童生徒の学習状況を把握して指導に生かすとともに、学校全体として指導方法の検証・改善につなげる

以上のような取組を通じて、  
教育に関する継続的な検証改善サイクルを確立する



## 平成30年度調査の実施等

4,323百万円  
(文部科学省：4,098百万円/国立教育政策研究所：226百万円)

### 【本体調査：悉皆調査】

調査日：平成30年4月17日(火)

調査対象：小学校第6学年・中学校第3学年の全児童生徒

調査教科：国語、算数・数学、理科（児童生徒、学校に対する質問紙調査も実施）

併せて、中学校における英語の予備調査（抽出方式による「聞くこと」、「読むこと」、「話すこと」、「書くこと」の調査）を実施する。

### 【専門家による追加分析調査】

国、教育委員会、学校における教育施策や教育指導の一層の改善を図るため、学力調査を活用し、大学等の研究機関の専門的な知見を活用した高度な分析・検証に関する調査研究を実施

## 平成31年度調査の準備

1,619百万円  
(文部科学省：1,182百万円/国立教育政策研究所：437百万円)

平成31年度調査において、国語、算数・数学、英語（中学校）を対象教科とした悉皆方式での調査を実施するための準備を行う。

調査対象：小学校第6学年・中学校第3学年の全児童生徒（悉皆調査）

調査教科：国語、算数・数学、英語（児童生徒、学校に対する質問紙調査も実施）

## 6. いじめ・不登校対応等の推進

(前年度予算額 6,134百万円)  
平成30年度要求・要望額 7,281百万円

### 1. 要 旨

「ニッポン一億総活躍プラン」、教育再生実行会議、「いじめ防止対策推進法」及び「いじめの防止等のための基本的な方針」を踏まえ、いじめの未然防止、早期発見・早期対応や相談体制の整備及びインターネット及びSNSを通じて行われるいじめへの対応など、地方公共団体等にいじめ問題をはじめとする生徒指導上の諸課題への対応等のための支援体制を整備するほか、専門スタッフの配置拡充等を図る。

また、平成28年に成立した「義務教育の段階における普通教育に相当する教育の機会の確保等に関する法律」及び同法に基づき策定した基本指針を踏まえ、不登校児童生徒等に対する教育機会の確保の推進のため、教育委員会・学校、関係機関の連携等による不登校児童生徒へのきめ細かな支援体制を整備するとともに、夜間中学の設置促進等を図る。

### 2. 内 容

- ◆ いじめ対策・不登校支援等総合推進事業 7,201百万円（6,114百万円）
  - (1) 外部専門家を活用した教育相談体制の整備・関係機関との連携強化等 6,707百万円（5,910百万円）

#### 【学校等支援】

##### ① スクールカウンセラーの配置拡充〔補助率1/3〕

〔補助事業者：都道府県、政令指定都市〕

- ・ スクールカウンセラー配置の増(26,000校→27,500校(全公立小中学校へ配置))
- ・ 公立中学校に対するスクールカウンセラーの通常配置(5,800校)に加え、小中連携型配置の拡充(3,200校→4,000校)による公立小中学校の相談体制の連携促進。更に、生徒指導上、大きな課題を抱える公立中学校等においてスクールカウンセラーによる週5日相談体制(200校)を実施。
- ・ 公立小学校の通常配置(9,500校)に加え、小中連携型配置の拡充(6,400校→8,000校)による公立小中学校の相談体制の連携促進
- ・ 貧困・虐待対策のための重点加配(1,000校)
- ・ 教育支援センター(適応指導教室)の機能強化等、不登校支援のための配置(250箇所)
- ・ 連絡協議会の開催等を通じた質向上の取組の支援

※ 支援が必要な学校に弾力的に派遣できるよう、地域の実情に応じ、教育委員会への配置方式も推進

[目標]平成31年度までに、スクールカウンセラーを全公立小中学校（27,500校）に配置  
H30:27,500校（H29:26,000校）  
（ニッポン一億総活躍プラン）  
（ひとり親家庭・多子世帯等自立応援プロジェクト）

## ②スクールソーシャルワーカーの配置拡充〔補助率1／3〕

〔補助事業者：都道府県、政令指定都市、中核市〕

- ・スクールソーシャルワーカー配置の増（5,047人→8,047人）
- ・福祉の専門家であるスクールソーシャルワーカーを必要な全ての学校で活用できるよう配置を拡充
  - ・小中学校のための配置（5,000人→8,000人）
  - ・高等学校のための配置（47人）
- ・貧困・虐待対策のための重点加配（1,000人）
- ・スーパーバイザー（47人）の配置
- ・連絡協議会等の開催を通じた質向上の取組の支援

[目標]平成31年度までに、スクールソーシャルワーカーを全ての中学校区（約1万人）に配置  
H30:8,000人（H29:5,000人）  
（ニッポン一億総活躍プラン）  
（ひとり親家庭・多子世帯等自立応援プロジェクト）

## ③24時間子供SOSダイヤル

- ・いじめ等を含む子供のSOSを受け止めるための通話料無料の電話相談の実施

## 【自治体支援】

### ④幅広い外部専門家を活用していじめ問題等の解決に向けて調整、支援する取組の促進等〔補助率1／3〕

- ・第三者的立場から調整・解決する取組（90地域）
  - ・外部専門家を活用して学校を支援する取組（100地域）
  - ・インターネットを通じたいじめ問題等に対応するための学校ネットパトロール等（10地域）への支援
- 重大事態等発生時の指導助言体制の強化（現状調査や現地支援を行うための職員派遣）

(2) いじめ対策・不登校支援等推進事業

462百万円(179百万円)

- ①自殺予防に対する効果的な取組に関する調査研究
- ②脳科学・精神医学・心理学等に関する研究と学校教育の連携による調査研究
- ③いじめ防止等対策のためのスクールロイヤー活用に関する調査研究
- ④スクールカウンセラー及びスクールソーシャルワーカーの常勤化に向けた調査研究
- ⑤学校以外の場における教育機会の確保等に関する調査研究
- ⑥SNSを活用した相談体制の構築に向けた調査研究【新規】

等

《関連施策》

- 教職員定数の改善

(いじめ・不登校等の未然防止・早期対応等の対応強化 500人)

- 道徳教育の抜本的改善・充実等

- 教員研修の充実((独)教職員支援機構によるいじめの問題に関する指導者養成)

- ・(独)教職員支援機構において、いじめの情報共有や組織的対応を柱とした指導者養成研修を実施

◆ 夜間中学における就学機会の提供推進

79百万円(20百万円)

昨年12月に成立した教育機会確保法及び同法に基づく基本指針を踏まえ、①夜間中学の設置の促進、②既存の夜間中学における教育機会の確保、③夜間中学における多様な生徒の受け入れ拡大などを図ることにより、夜間中学における就学の機会の提供を推進する。

(参考:復興特別会計)

◇緊急スクールカウンセラー等活用事業

2,701百万円(2,701百万円)

被災した幼児児童生徒・教職員等の心のケアや、教職員・保護者等への助言・援助、学校教育活動の復興支援、福祉関係機関との連携調整等様々な課題に対応するため、スクールカウンセラー等を活用する経費を全額国庫補助で支援。

# いじめ対策・不登校支援等総合推進事業

平成30年度概算要求額:72億円(前年度予算額:61億円) ※【関連施策】は含まない

「ニッポン一億総活躍プラン」や教育再生実行会議、「いじめ防止対策推進法」、「いじめの防止等のための基本的な方針」を踏まえ、いじめの未然防止、早期発見・早期対応や教育相談体制の整備及びインターネット及びSNSを通じて行われるいじめへの対応など、地方公共団体等におけるいじめ問題をはじめとする生徒指導上の諸課題への対応のための支援体制を整備するほか、専門スタッフの配置充実等を図る。

また、平成28年に成立した「義務教育の段階における普通教育に相当する教育の機会の確保等に関する法律」及び同法に基づき策定した基本指針を踏まえ、不登校児童生徒に対する教育機会の確保の推進のため、教育委員会・学校、関係機関の連携等による不登校児童生徒へのきめ細かな支援体制を整備する。

## ■早期発見・早期対応 (外部専門家を活用した教育相談体制の整備・関係機関との連携強化等)

### 【学校等の取組に対する支援】

#### ①スクールカウンセラーの配置拡充

- ・全公立中学校の通常配置に加え、週5日相談体制を実施
- ・公立小学校の通常配置に加え、小中連携型配置の拡充による公立小中学校の相談体制の連携促進
- ・貧困対策・虐待対策のための重点加配
- ・教育支援センター(適応指導教室)の機能強化等、不登校支援のための配置
- ・連絡協議会の開催等を通じた質向上の取組の支援



【目標】平成31年度までに、スクールカウンセラーを全公立小中学校(27,500校)に配置  
H30:27,500校 (ニッポン一億総活躍プラン)  
(ひとり親家庭・多子世帯等自立応援プロジェクト)

#### ②スクールソーシャルワーカーの配置拡充

- ・スクールソーシャルワーカー配置の拡充
- ・貧困対策・虐待対策のための重点加配
- ・スーパーバイザー(47人)の配置
- ・連絡協議会の開催等を通じた質向上の取組の支援

【目標】平成31年度までに、スクールソーシャルワーカーを全中学校区(約1万人)に配置  
H30:8,000人 (ニッポン一億総活躍プラン)  
(ひとり親家庭・多子世帯等自立応援プロジェクト)

### 【自治体の取組に対する支援】

#### 幅広い外部専門家を活用していじめ問題等の解決に向けて調整、支援する取組の促進等

- ・第三者的立場から調整・解決する取組、外部専門家を活用して学校を支援する取組、学校ネットパトロール等への支援
- ・重大事態等発生時の指導助言体制の強化(現状調査や現地支援を行うため職員を派遣)

## ■いじめ対策・不登校支援等推進事業

### 【いじめ対策、不登校支援等に対応するため、先進的調査研究を委託】

#### ①自殺予防に対する効果的な取組に関する調査研究(3箇所)

・子供の自殺予防のため、いじめ被害の相談率の低い高校生に対し、SCによる悉皆面談を実施するとともに、自殺総合対策大綱に盛り込まれた「SOSの出し方に関する教育」の在り方を調査研究

#### ②脳科学・精神医学・心理学等に関する研究と学校教育の連携による調査研究(1箇所)

・情動に関する研究機関のプラットフォームを構築し、学校教育における科学的知見の活用が進展する仕組み作りに向けた調査研究

#### ③学校教育における長期宿泊体験活動の導入促進に関する調査研究(1箇所)

・学校教育における長期宿泊体験活動の導入促進のため、学校の参考となるモデルカリキュラム等の開発のための調査研究

#### ④いじめ防止等対策のためのスクールロイヤー活用に関する調査研究(10箇所)

・法律の専門家である弁護士が、その専門的知識・経験に基づき、学校において法的側面からのいじめ予防教育を行うとともに、いじめなどの諸課題の効率的な解決にも資する、学校における相談体制の整備に関する調査研究

#### ⑤スクールカウンセラー及びスクールソーシャルワーカーの常勤化に向けた調査研究(4箇所)

・学校教育法等においてSC及びSSWが正規の職員として規定された場合を想定し、チーム学校の一員としてSC及びSSWの連携の在り方、週5日配置へ向けた働き方及び学校・関係機関との連携方策について検証するための調査研究

#### ⑥学校以外の場における教育機会の確保等に関する調査研究(35箇所)

・教育委員会・学校を中心に、関係者間の連携の下、不登校児童生徒の学校外での様々な学習をきめ細かに支援する体制の整備に向けた実践研究及び不登校児童生徒を受け入れている民間団体の自主的な取組を促進するための仕組み等に関する調査研究

#### ⑦SNSを活用した相談体制の構築に向けた調査研究(10箇所)【新規】

・近年、若年層の多くがSNSをコミュニケーションの手段として用いており、いじめなどの様々な悩みを、SNSを活用して幅広く受け止める相談体制の構築のための調査研究

## ■【関連施策】

①教職員定数の改善・・・新学習指導要領の円滑な実施と学校における働き方改革実現のための指導・運営体制の構築に向け、教職員定数を改善。その中で、いじめ・不登校等の未然防止・早期対応等の強化のため、500人の定数改善を計上。

②教員研修の充実・・・教職員支援機構において、いじめの問題に関する情報共有や組織的対応を柱とした指導者養成研修の実施

③道徳教育の抜本的改善・充実等・・・教育委員会等が行う研修や地域教材の作成への支援、道徳科の教科書の無償給与(小・中学校)等

④健全育成のための体験活動の推進・・・児童生徒の社会性を育む農山漁村等での体験活動の推進

# スクールカウンセラー・スクールソーシャルワーカーによる教育相談体制の充実

—平成30年度概算要求額—

## スクールカウンセラー等活用事業

平成30年度概算要求額 4,806百万円  
(平成29年度予算額4,559百万円)補助率:1/3

スクールカウンセラー:児童生徒の心理に関して高度に専門的な知識及び経験を有する者(臨床心理士等)

学校教育法施行規則 第65条の2

スクールカウンセラーは、小学校における児童の心理に関する支援に従事する。

【目標】平成31年度までに、スクールカウンセラーを全公立小中学校(27,500校)に配置

(ニッポン一億総活躍プラン)  
(ひとり親家庭・多子世帯等自立応援プロジェクト)

H30:27,500校

①全公立小学校に対する配置(週1日)  
通常配置【35週×3h×1日】 17,500校(16,000校)  
小中連携型配置【35週×4h×1日】 9,500校(9,600校)  
8,000校(6,400校)

## <学校・教職員(養護教諭等)>



連絡協議会の開催等を通じた質向上の取組

②全公立中学校に対する配置  
通常配置【35週×4h×1日】 10,000校(10,000校)  
小中連携型配置【35週×4h×1日】 5,800校(6,600校)  
公立中学校週5日体制の実施 4,000校(3,200校)  
200校(200校)  
【35週×4h×5日】

※支援が必要な学校に弾力的に派遣できるよう、地域の実情に応じ、教育委員会配置方式も推進。

③貧困・虐待対策のための重点配置(週1日追加)1,000校(1,000校)  
【35週×4h×1日】

④不登校支援のための教育支援センターの機能強化(週1日)  
250箇所(250箇所)  
【35週×4h×1日】

## スクールソーシャルワーカー活用事業

平成30年度概算要求額 1,842百万円  
(平成29年度予算額1,258百万円)補助率:1/3

スクールソーシャルワーカー:福祉に関して専門的な知識・技術を有するとともに、過去に教育や福祉の分野において、活動経験の実績等がある者(社会福祉士、精神保健福祉士等)

学校教育法施行規則 第65条の3

スクールソーシャルワーカーは、小学校における児童の福祉に関する支援に従事する。

【目標】平成31年度までに、スクールソーシャルワーカーを全ての中学校区(約1万人)に配置

(ニッポン一億総活躍プラン)  
(ひとり親家庭・多子世帯等自立応援プロジェクト)

H30:8,000人

(1)小中学校のための配置  
【48週×3h×1日】 8,000人(5,000人)

## <教育委員会等>



(2)貧困・虐待対策のための重点配置(週1日追加)1,000人(1,000人)  
【48週×3h×1日】

(3)高等学校のための配置 47人(47人)【48週×3h×3日】

(4)質向上のためのSV配置 47人(47人)【48週×3h×5日】



## <家庭>

## <福祉関連機関>



※( )は前年度

# いじめ防止等対策のためのスクールロイヤー活用に関する調査研究

(前年度予算:3百万円)  
平成30年度概算要求額:53百万円

## 【背景】

- 国は、**困難な問題の解決に向けて相談できる弁護士**等、多様な人材による支援体制を構築する。【いじめの問題等への対応について(第一次提言)(平成25年2月26日教育再生実行会議決定)】
- いじめの防止のためには、いじめに向かわない態度・能力の育成が喫緊の課題である。発達の段階に応じて、児童生徒がいじめの問題を自分のこととして捉え、考え、議論することにより、正面から向き合うことができるよう、**実践的な取組**を行う必要がある。【いじめの防止等のための基本的な方針(平成25年10月11日文部科学大臣決定(平成29年3月14日最終改定))】

## 【概要】

法律の専門家である弁護士が、その専門的知識・経験に基づき、学校において法的側面からのいじめ予防教育を行うとともに、いじめなどの諸課題の効率的な解決にも資する、学校における相談体制の整備に関する調査研究を実施する。【2→10箇所】

## 1. 法的側面からのいじめの予防教育

弁護士が、実例(裁判例等)を示しながら、人権を守ることの重要性やいじめの法律上の扱い(刑事罰の対象となり得ることや、不法行為に該当し損害賠償責任が発生し得ること等)について教える授業モデルの構築や実践的な教材の開発を行う。

## 2. 学校における法的相談への対応

学校が、児童生徒を取り巻く問題について弁護士に相談し法的アドバイスを受けることや、弁護士による教員向けの研修会を受けること等が、生徒指導上の諸課題の効率的な解決に資することについて検証を行う。

## 3. 法令に基づく対応の徹底

学校において、いじめ防止対策推進法等に基づいて、いじめ問題への対応が徹底されているかを弁護士が法的側面から確認することの有効性を検証する。



- ✓ 調査研究結果の分析・検証・周知
- ✓ 施策への反映



校務の効率化・負担軽減  
いじめの防止

# スクールカウンセラー及びスクールソーシャルワーカーの 常勤化に向けた調査研究

(前年度予算額:4百万円)  
30年度概算要求額:65百万円

## ＜事業目的＞

○中央教育審議会の答申(「チームとしての学校の在り方と今後の改善方策について」平成27年12月21日)において、スクールカウンセラー(SC)及びスクールソーシャルワーカー(SSW)を将来的には学校教育法等において正規の職員として規定するとともに、公立義務教育諸学校の学級編制及び教職員定数の標準に関する法律において教職員定数として算定し、国庫負担の対象とすることを検討することとされている。

○これを受けて、学校教育法等においてSC及びSSWが正規の職員として規定された場合を想定し、チーム学校の一員としてSC及びSSWの連携の在り方、週5日配置へ向けた働き方及び学校・関係機関との連携方策について検証するため、実際にモデル実施を通じた調査研究を実施する。

## ＜事業概要＞

○実施主体…地方公共団体

○実施箇所数…4箇所

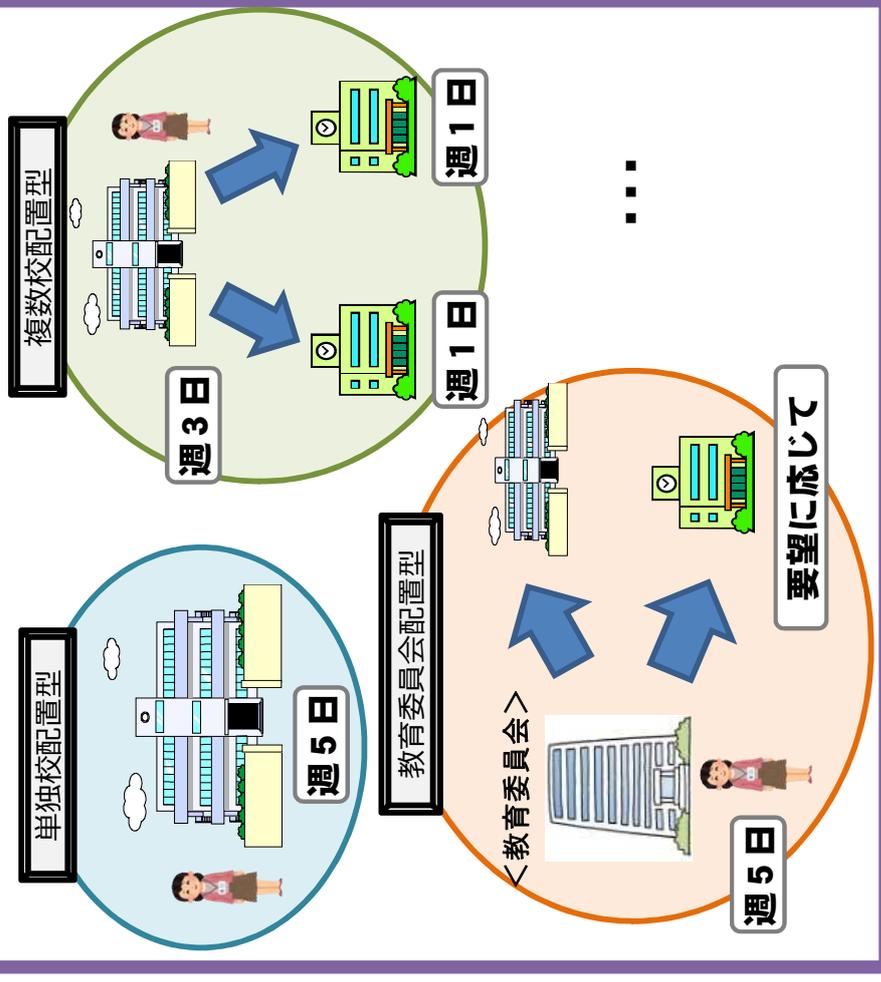
○実施内容…平成29年度に実施している調査研究の結果を踏まえ、以下の形態等によるSC及びSSWを常勤配置して活用し、その成果や課題について研究する。

(実施形態例)

- ・単独校配置型…単独の学校にSC及びSSWを常勤配置して、その学校における生徒指導上の課題に関して活用。
- ・複数校配置型…例えば、同一中学校区において、SC及びSSWを常勤配置して、その中学校区内の中学校及び小学校における生徒指導上の課題に関して活用。
- ・教育委員会配置型…特定の学校ではなく、教育委員会にSC及びSSWを常勤配置して、一定程度の地域内の学校における生徒指導上の課題に関して活用。

## SC, SSWの常勤配置のモデル実施 (1 → 4箇所)

◎ 1箇所ごとに、SC(1名)及びSSW(1名)を常勤配置(8H/日、5日/週)



調査研究成果・課題の分析・検証  
将来の常勤化の仕組み作りへの反映

いじめや不登校等の未然防止、早期発見及び支援・対応の実現  
教員の業務負担軽減

# 学校以外の場における教育機会の確保等に関する調査研究

(前年度予算額:155百万円)  
平成30年度概算要求額:233百万円

## 【背景】

- 不登校児童生徒数は高止まり傾向(平成27年度の小・中学校における不登校児童生徒数:約12万6千人)
- 平成28年12月7日、「義務教育の段階における普通教育に相当する教育の確保等の法律」が成立し、同法第7条を踏まえ、平成29年3月、「義務教育の段階における普通教育に相当する教育の確保等の基本指針」を策定  
⇒不登校児童生徒への多様で適切な教育機会の確保が重要

## 【概要】

1. 教育委員会・学校を中心に、関係者間の連携の下、地域の実情に応じて、不登校児童生徒の学校以外の場における教育機会の確保等を支援する体制の整備に向けた実践研究
2. 不登校児童生徒を受け入れている民間団体の自主的な取組を支援するための仕組み等に関する調査研究

## 1. 学校以外の場における教育機会確保等に関する調査研究(21→30自治体)

- ①訪問型支援やICT等を活用した支援のための支援員等の配置
- ②ICT機材の整備
- ③教育支援センター等の施設の設置に向けたコーディネーターの配置
- ④不登校児童生徒支援協議会の設置及び不登校児童生徒への「支援プラン」の作成・活用
- ⑤民間団体との連携による支援の実施  
(保護者学習会、民間団体に通う子供に対する訪問型支援等の実施等)
- ⑥民間団体との連携による施設の設置に向けたコーディネーターの配置
- ⑦学習活動への経済的支援



調査研究成果の  
分析・検証・周知  
施策への反映

## 2. 民間団体の自主的な取組の促進に関する調査研究(2→5団体)

- 平成29年度に実施した調査研究の成果等を踏まえ、
- ①民間団体の相互評価の実施
  - ②中間支援組織の設置・充実

不登校児童生徒へのきめ細かな  
支援体制の整備等の推進



# SNSを活用した相談体制の構築に向けた調査研究

30年度概算要求額:95百万円  
(新規)

## <背景>

- いじめを含め、様々な悩みを抱える児童生徒に対する相談体制の拡充は、相談に係る多様な選択肢を用意し、問題の深刻化を未然に防止する観点から喫緊の課題。
- これまでも、平成28年度より、24時間子供SOSダイヤル（音声通話による相談）について通話料を無料化するなど体制の整備に努めており、その結果、平成28年度中の24時間子供SOSダイヤル相談件数も約4万件と前年度と比較して約2倍に増加。
- 一方、スマートフォン等の普及等に伴い、最近の若年層の用いるコミュニケーション手段においては、SNSが圧倒的な割合を占めるようになっており、音声通話のみならず、SNSを活用した相談体制の構築を行うことが強く求められている。

(参考)平成27年[平日1日]コミュニケーション系メディアの平均利用時間  
(平成28年8月総務省情報通信政策研究所調査)

10代:携帯通話2.8分、固定通話0.0分、  
ソーシャルメディア利用57.8分、メール利用17.0分

## <事業概要>

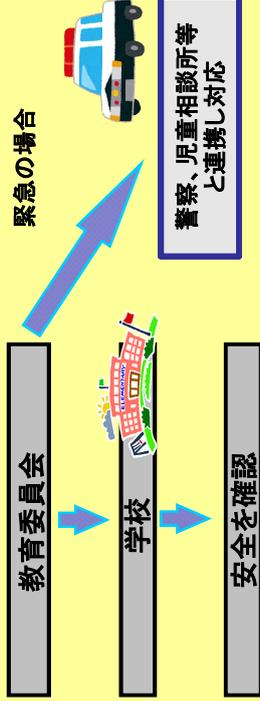
- 実施主体：地方公共団体
- 実施箇所数：10箇所
- 活用ツール：児童生徒への普及の実現可能性や児童生徒の活用が地域の実情に応じてSNSやアプリ等を選定。
- 相談対象者：原則、児童生徒
- 相談受付時間：児童生徒が相談しやすい平日午後5時～午後10時程度や、長期休業明け前や日曜日など地方公共団体が設定。
- 相談員の体制：相談業務に関する知識・経験を有する者に加えて、学生など若年層のコミュニケーション事情に精通した者を組み合わせた相談体制の整備が考えられる。

(「SNSを活用した相談体制の構築に関する当面の考え方(中間報告)(案)」  
SNSを活用したいじめ等に関する相談体制の構築に係るワーキンググループより)

## 【イメージ】SNSを活用した相談



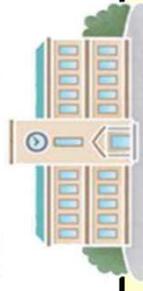
## (例)自殺をほのめかす等、命に関わる相談の場合の連絡の流れ



# 夜間中学における就学機会の提供推進

平成30年度概算要求額 79百万円  
(平成29年度予算額 20百万円)

- 義務教育未修了者等が12万人以上存在する実態。 → 夜間中学は全国に31校（生徒数1,660名）に止まる。
- 平成28年12月に、「義務教育の段階における普通教育に相当する教育の確保等に関する法律（教育機会確保法）」が成立。  
教育機会の確保等に関する施策を総合的に推進するため、基本理念が定められ、国及び地方公共団体の責務が明確化。全ての地方公共団体に夜間中学における就学機会の提供等の措置を講ずることが義務付けられる。
- 平成29年3月に、**教育機会確保法第7条に基づき基本指針を策定。**



## 教育機会確保法、基本指針を踏まえた施策の総合的な推進

### <設置の促進>

#### 都道府県・市町村の役割分担に係る調査研究

4百万円(1か所あたり50万円)  
教育機会確保法第15条に基づき協議会の設置・活用を促進するため、都道府県において就学機会提供に係る役割分担の在り方を検証。【新規】

#### 夜間中学新設準備に係る調査研究

20百万円(1か所あたり250万円)  
夜間中学新設準備に伴うニーズの把握や設置に向けた準備の在り方を都道府県又は市町村において検証。【拡充】

### <既設の夜間中学等における教育機会の確保>

必要な日本語指導を充実するため夜間中学に携わる教職員に向けた研修を実施。【新規】

### <多様な生徒の受け入れ>

#### 既存夜間中学の教育機会の提供拡充に係る調査研究

約6百万円(1か所あたり約25万円)  
義務教育を受ける機会を實質的に保証するための様々な役割を夜間中学を設置する市区において検証。【継続】

#### 多様な生徒に対応した教育活動を支援

約39百万円(1か所あたり約160万円)  
多様な生徒を受け入れるために必要な環境整備に係る経費を夜間中学を設置する市区に補助。[補助率1/2]【新規】

### <広報活動>

教育機会確保法の趣旨や基本指針の内容、夜間中学の活動を周知するための説明会の開催や、夜間中学を周知するポスターを作成・配布等し、国民の理解を増進。【拡充】

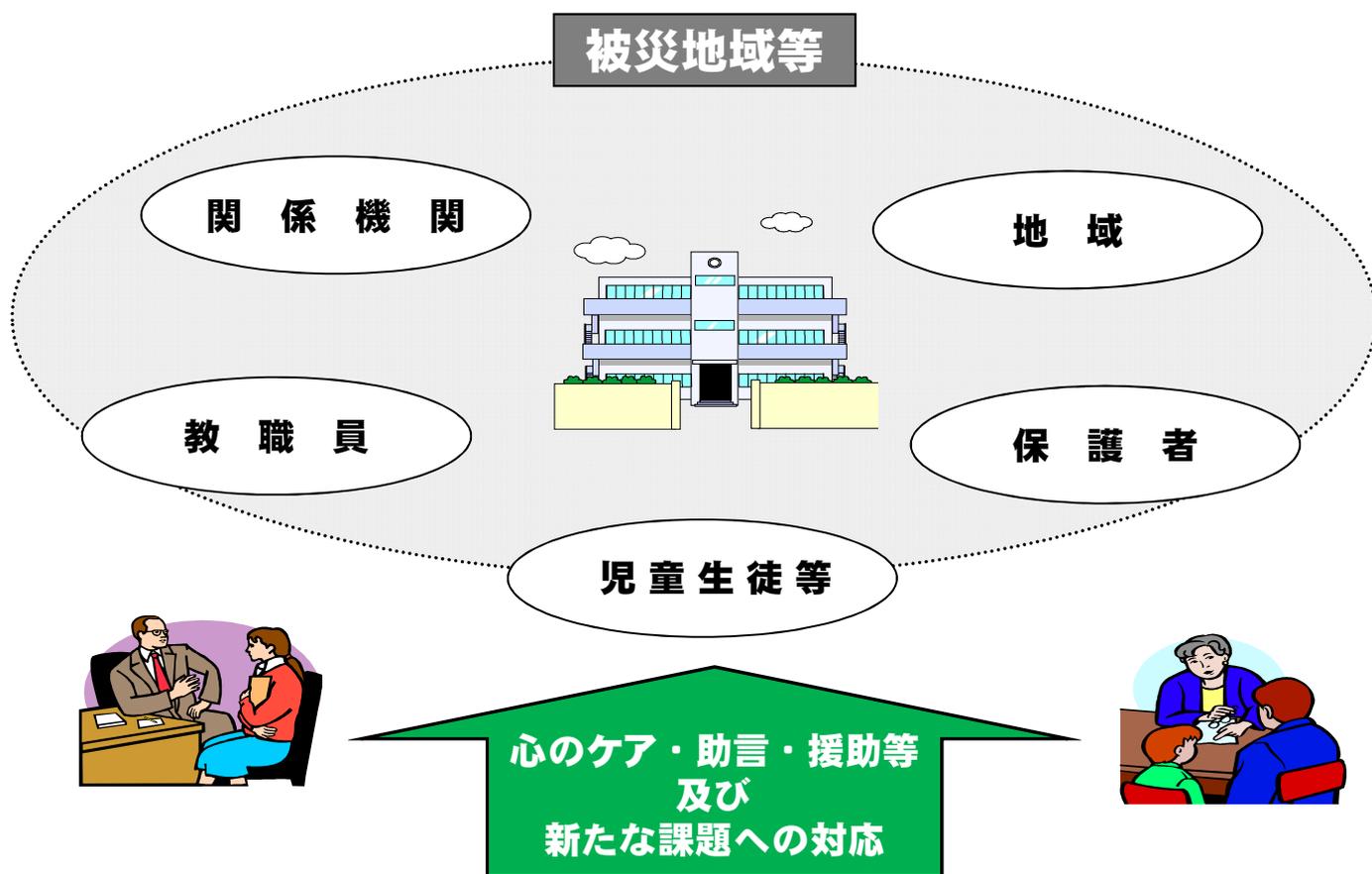
## <夜間中学の設置促進、夜間中学における多様な生徒の受け入れ拡大>

# 緊急スクールカウンセラー等活用事業

平成30年度概算要求額 27億円(平成29年度予算額 27億円)  
【東日本大震災復興特別会計】

○被災した幼児児童生徒・教職員等の心のケアや、教職員・保護者等への助言・援助、学校教育活動の復興支援、福祉関係機関との連携調整等様々な課題に対応するため、スクールカウンセラー等を活用する経費を全額国庫補助で支援する。

※平成23～27年度は、全額国費の委託費として実施。平成28年度からは、従来の委託費の方式を改め、新たに全額国庫補助の事業を創設するとともに、スクールカウンセラー等を学校等で活用するなど、被災した幼児児童生徒や教職員の心のケアに資する取組を中心とした事業としている。



- ・スクールカウンセラーの活用  
臨床心理士、精神科医 等
- ・スクールカウンセラーに準ずる者の活用  
相談業務経験者、教育・福祉分野の専門的知識を有する者 等
- ・心のケアに資するためのソーシャルワーク、学習支援

## 7. 子供の体験活動の推進

(前年度予算額)	101百万円)
平成30年度要求・要望額	101百万円

### 1. 要 旨

農山漁村等における様々な体験活動を通じ、児童生徒の豊かな人間性や社会性を育み、自己有用感を高め、将来のキャリアへの意欲を喚起する。

「子ども農山漁村交流プロジェクト」として総務省、文部科学省、農林水産省が連携して事業を実施する。

### 2. 内 容

#### (1) 健全育成のための体験活動推進事業 99百万円( 99百万円)

(学校を核とした地域力強化プランの一部)

【生涯学習政策局に計上】〔補助率1／3〕

宿泊体験事業

- ・小学校、中学校、高等学校等における取組(322校)
- ・学校教育における農山漁村体験活動の導入のための取組(134地域)
- ・教育支援センター(適応指導教室)等における体験活動の取組(134地域)

#### (2) 学校教育における長期宿泊体験活動の導入促進に関する調査研究

3百万円( 3百万円)

長期宿泊体験活動の導入促進のため、民間シンクタンク等を活用して、学校の参考となるモデルカリキュラムを開発する。

#### 《関連施策》

##### ○補習等のための指導員等派遣事業

- ・公立学校における体験活動の実施に係るサポートスタッフの配置を支援〔補助率1／3〕

# 子供の体験活動の推進

(前年度予算額：101百万円)

平成30年度概算要求額：101百万円※

※百万円未満は端数処理をしているため、合計と一致しない。

農山漁村等における様々な体験活動を通じ、児童生徒の豊かな人間性や社会性を育み、自己有用感を高め、将来のキャリアへの意欲を喚起する。

また、「子ども農山漁村交流プロジェクト」として、総務省、文部科学省、農林水産省が連携して事業を実施しており、地域人材や地域資源を活用することにより、異世代間交流や都市農村交流を図り、地域の活性化につなげる。

## 学校等における宿泊体験活動の取組に対する支援

■健全育成のための宿泊体験活動の推進 平成30年度概算要求額 99百万円  
(「学校を核とした地域力強化プラン」の一部)

### 1. 事業内容

#### (1) 宿泊体験事業

宿泊体験活動を行う学校等における取組に対する補助。

##### ①小学校、中学校、高等学校等における取組 (322校)

学校教育活動における2泊3日以上宿泊体験活動の取組に対する事業費の補助。

##### ②学校教育における農山漁村体験活動の導入のための取組 (134地域)

教育委員会が主催する夏休み期間中等に希望者を募って行う取組に対する事業費の補助。

##### ③教育支援センター(適応指導教室)等における体験活動の取組 (134地域)

教育委員会が主催する教育支援センター(適応指導教室)等における取組に対する事業費の補助。

#### (2) 体験活動推進協議会 322地域(各都道府県・市区町村)

各都道府県・市区町村において、様々な体験活動を推進していく上での課題や成果について協議を行ったり、好事例の収集、各学校への情報提供や取組の普及を図るために開催する協議会への補助。

2. 補助事業者 都道府県・市区町村

3. 補助率 1/3



## ロング・アクティビティ・ラーニング推進事業

■学校教育における長期宿泊体験活動の導入促進に関する調査研究

平成30年度概算要求額 3百万円

(「いじめ対策・不登校支援等総合推進事業」の一部)

学校教育における長期宿泊体験活動の導入促進のため、学校の参考となるモデルカリキュラムや教職員研修マニュアルを開発する。

## 関連施策：体験活動の実施等に当たり学校をサポートする人材の配置

■補習等のための指導員等派遣事業 平成30年度概算要求額 3,579百万円の内数

### 1. 事業内容

公立学校の体験活動の実施・計画時における指導・助言を行う体験活動アドバイザー、体験活動専門指導員、看護師、引率ボランティア、引率教員の代替教員等の派遣に要する経費の補助。

2. 補助事業者 都道府県・指定都市(市区町村は間接補助)

3. 補助率 1/3



## 8. 幼児教育の振興

(前年度予算額)	35,902百万円)
平成30年度概算要求・要望額	52,944百万円
	※事項要求含む

### 1. 要 旨

幼児期の教育が生涯にわたる人格形成の基礎を培う重要なものであることに鑑み、幼児教育無償化に向けた取組を段階的に進めるとともに、幼児教育の質の向上及び環境整備を促進することにより幼児教育の振興を図る。

### 2. 内 容

#### (1) 幼児教育無償化に向けた取組の段階的推進【事項要求】

幼稚園就園奨励費 30,899百万円 ( 30,899百万円)

「幼児教育無償化に関する関係閣僚・与党実務者連絡会議」(平成29年7月31日開催)で取りまとめられた方針等を踏まえ、「環境整備」と「財源確保」を図りつつ、幼児教育無償化に向けた取組を段階的に進めることとし、その対象範囲や内容等については予算編成過程において検討する。

#### (2) 幼児教育の質の向上

344百万円 ( 353百万円)

##### ◆幼児教育の推進体制構築事業

183百万円 ( 183百万円)

地域の幼児教育の質の向上を図るため、地域の幼児教育の拠点となる幼児教育センターの設置や、幼稚園・保育所・認定こども園等を巡回して助言等を行う「幼児教育アドバイザー」の育成・配置など、自治体における幼児教育の推進体制の検討・整備を行う。

【委託事業：都道府県、市町村】

##### ◆幼稚園の人材確保支援事業

86百万円 ( 86百万円)

幼稚園における優秀な人材の安定的な確保を図るため、離職防止のための研修や働きやすい環境の整備、離職者の再就職促進のためのマッチング制度の構築など、各地域における先導的な人材確保策を支援し、有効な方法を検証・普及する。

【委託事業：都道府県、市町村、幼稚園関係団体】

◆**幼児期の教育内容等の充実** 37百万円（ 17百万円）

①**幼児期の教育内容等深化・充実調査研究** 17百万円（ 17百万円）

効果的な指導方法や実効性のある学校評価など、幼児期における教育内容等について、より深化・充実するための調査研究を実施する。

【委託事業：都道府県・市町村、大学、教育研究団体等】

②**幼稚園における2歳児の円滑な受入れのための調査研究** 20百万円（ 新規 ）

幼稚園における2歳児の円滑な受入方法等についての調査研究を行い、2歳児から3歳児への切れ目ない対応（幼稚園接続保育）の実施を推進するとともに、幼稚園における待機児童解消に向けた取組を推進する。

【委託事業：都道府県・市町村、大学、教育研究団体等】

◆**幼稚園教育要領の普及・啓発** 30百万円（ 58百万円）

新幼稚園教育要領について、各幼稚園が適切な教育課程を編成、実施する上での参考資料を作成するとともに、指導上の諸課題等に関して中央及び都道府県において研究協議会を行う。

◆**ECEC Network事業の参加** 8百万円（ 9百万円）

OECDにおいて計画されている 国際幼児教育・保育従事者調査等に参加し、幼児教育の質の向上を図るための政策立案に資するデータを収集する。

※ ECEC：Early Childhood Education and Care

(3) **幼児教育の環境整備の充実** 21,700百万円（ 4,650百万円）

◆**認定こども園等への財政支援** 21,100百万円（ 4,148百万円）

認定こども園の施設整備・園舎の耐震化・防犯対策・バリアフリー化に要する経費の一部を補助するとともに、幼稚園教諭免許と保育士資格の併有促進、研修等の実施、園務改善のためのICT化等を支援する。

{	認定こども園施設整備交付金	20,000百万円	(3,003百万円)
	【負担割合：国1/2 市町村1/4 事業者1/4 等】		
	教育支援体制整備事業費交付金	1,100百万円	(1,145百万円)
	【負担割合：国3/4 事業者1/4 等】		

◆**私立幼稚園の施設整備の充実** 600百万円（ 502百万円）

緊急の課題となっている耐震化に取り組むとともに、幼稚園の施設の防犯対策、アスベスト対策、バリアフリー化、エコ改修等に要する経費の一部を補助することにより幼稚園の環境整備を図る。

【補助率：1/3（Is値0.3未満1/2）】

## I 幼児教育の無償化に向けた取組の段階的推進【事項要求】 309億円(309億円)

幼児教育無償化に関する関係閣僚・与党実務者連絡会議（平成29年7月31日開催）で取りまとめられた方針等を踏まえ、幼児教育無償化に向けた取組を「環境整備」と「財源確保」を図りつつ、段階的に進めることとし、その対象範囲や内容等については予算編成過程において検討する。

【参考】

年収はモデル世帯（夫婦（片働き）と子供2人）の場合の目安



～これまでの取組～

### <平成29年度>

- ・市町村民税非課税世帯の第2子無償化
- ・年収約360万円未満世帯の保護者負担軽減

### <平成28年度>

- ・年収約360万円未満世帯について、第1子の年齢に関わらず、第2子を半額、第3子以降を無償
- ・ひとり親世帯について
  - ①市町村民税非課税世帯は第1子から無償
  - ②年収約360万円未満世帯は第1子を半額、第2以降を無償

## II 幼児教育の質の向上

3.4億円(3.5億円)

### ◆幼児教育の推進体制構築事業

183百万円(183百万円)

地域の幼児教育の拠点となる幼児教育センターの設置や、幼稚園・保育所・認定こども園等を巡回して助言等を行う「幼児教育アドバイザー」の育成・配置など、自治体における幼児教育の推進体制の検討・整備を行う。

### ◆幼稚園の人材確保支援事業

86百万円(86百万円)

幼稚園における優秀な人材の安定的な確保を図るため、離職防止のための研修や働きやすい環境の整備、離職者の再就職促進のためのマッチング制度の構築など、各地域における先導的な人材確保策を支援し、有効な方法を検証・普及する。

### ◆ECEC ※ Network事業の参加

8百万円(9百万円)

OECDにおいて計画されている国際幼児教育・保育従事者調査に参加し、幼児教育の質の向上を図るための政策立案に資するデータを収集する。  
※ECEC：Early Childhood Education and Care

### ◆幼児期の教育内容等の充実【拡充】

37百万円(17百万円)

○幼児期の教育内容等深化・充実調査研究  
効果的な指導方法や実効性のある学校評価など、幼児期における教育内容等について、より深化・充実するための調査研究を実施する。

○幼稚園における2歳児の円滑な受入れのための調査研究【新規】

幼稚園等における2歳児の円滑な受入方法等についての調査研究を行い、2歳児から3歳児への切れ目ない対応（幼稚園接続保育）の実施を推進するとともに、幼稚園等における待機児童解消に向けた取組を推進する。

### ◆幼稚園教育要領の普及・啓発

30百万円(58百万円)

新幼稚園教育要領について、各幼稚園が適切な教育課程を編成、実施する上での参考資料を作成するとともに、指導上の諸課題等に関して中央及び都道府県において研究協議会を行う。

## III 幼児教育の環境整備の充実

217億円(47億円)

### ◆私立幼稚園の施設整備の充実

6億円(5億円)

緊急の課題となっている耐震化に取り組むとともに、学校法人立幼稚園等の施設の防犯対策、アスベスト対策、バリアフリー化、エコ改修等に要する経費の一部を補助することにより幼稚園の環境整備を図る。

【補助率】 1/3（Is値0.3未満1/2）



### ◆認定こども園等への財政支援【拡充】

211億円(41億円)

認定こども園の施設整備・防犯対策・バリアフリー化に要する経費を補助するとともに、幼稚園教諭免許状と保育士資格の併有促進、研修等の実施、園務改善のためのICT化等を支援する。

- ・認定こども園施設整備交付金（200億円）
- ・教育支援体制整備事業費交付金（11億円）

# I 幼児教育の無償化に向けた取組の段階的推進【事項要求】 (幼稚園就園奨励費補助)

(前年度予算額 309億円)  
子ども・子育て支援新制度移行分を含めた所要額：334億円

平成30年度要求額

事項要求

- 幼児期の教育は、生涯にわたる人格形成の基礎を培う重要なものであり、すべての子供に質の高い幼児教育を保障するため、幼児教育に係る保護者負担を軽減し、無償化に段階的に取り組む。
- 「幼児教育無償化に関する関係閣僚・与党実務者連絡会議」（平成29年7月31日開催）で取りまとめられた方針等を踏まえ、平成29年度については、低所得の多子世帯等の保護者負担軽減を図り、幼児教育無償化に向けた取組を推進。

※幼稚園就園奨励費補助（補助率：1/3以内）

幼児教育の振興を図る観点から、保護者の所得状況に応じた経済的負担の軽減等を図る「幼稚園就園奨励事業」を実施している地方公共団体に対し国が所要経費の一部を補助する。

## <参考1> 幼児教育無償化に向けた平成29年度の取組

### 1. 市町村民税非課税世帯第2子の無償化

◆市町村民税非課税世帯の第2子の保護者負担を無償にする。

<保護者負担額>

第2子 H28:月額 1,500円 → H29:0円 (▲1,500円)  
年額 18,000円 → 0円 (▲18,000円)

### 2. 市町村民税所得割課税額77,100円以下世帯の保護者負担軽減

◆ひとり親世帯等の保護者負担の軽減措置を更に拡充する。

<保護者負担額> 第1子 H28:月額 7,550円 → H29:月額 3,000円 (▲4,550円)  
年額 91,000円 → 年額 36,000円 (▲55,000円)

◆その他の世帯の保護者負担を以下のとおり軽減する。

<保護者負担額> 第1子 H28:月額 16,100円 → H29:月額 14,100円 (▲2,000円)  
年額192,800円 → 年額168,800円 (▲24,000円)  
第2子 H28:月額 8,050円 → H29:月額 7,050円 (▲1,000円)  
年額 97,000円 → 年額 85,000円 (▲12,000円)

## <参考2> 国庫補助限度額と保護者負担の現状等（平成29年度）

階層区分	補助単価		
	第1子	第2子	第3子以降
第Ⅰ階層 生活保護世帯	308,000円 (0円)		
第Ⅱ階層 市町村民税非課税世帯等 (年収約270万円未満相当)	272,000円 (3,000円)	308,000円 (0円)	
ひとり親世帯等の特例	308,000円 (0円)		
第Ⅲ階層 市町村民税所得割課税額77,100円以下の世帯 (年収約360万円未満相当)	139,200円 (14,100円)	223,000円 (7,050円)	308,000円 (0円)
ひとり親世帯等の特例	272,000円 (3,000円)	308,000円 (0円)	
第Ⅳ階層 市町村民税所得割課税額211,200円以下の世帯 (年収約680万円未満相当)	62,200円 (20,500円)	185,000円 (10,250円)	308,000円 (0円)
第Ⅴ階層 市町村民税所得割課税額221,201円以上の世帯 (年収約680万円以上)	0円 (25,700円)	154,000円 (12,850円)	308,000円 (0円)

※国が対象とする補助の限度額。国は、限度額の範囲内で市町村事業を補助する(年額)。上限額の308,000円は全国の私立幼稚園の平均保育料等。( )内の金額は、保育料等が308,000円である場合に、就園奨励費支給後に保護者が実際に負担する金額(月額)。